## ●平成26年度 就学援助実施状況

			<b>美施状况</b>										
					助制度の周囲								
				員会の ホーム	イ. 自治体 の広報誌 等に制度 を記載	ウ. 就学 案内の書 類に記載	エ. 入学時 に学校で 就学援助 制度の書 類を配付	度の准級	度を書面	キ. 教職 員向け説 明会を実 施	ク. 保護者 向け決実 を を まる を 会 を 会 を 等 等 を 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	ケ. その他	ウェブサイトURL
①都道府 県	②市町村名	③部署名	@TEL										
<i>"</i>													
B	<b>亥当団体数</b>		35	16	12	7	23	16	22	1	3	8	14
山形県	山形市	教育委員会学校教育課	023-641-1212 内線484	0	0	0	0	0	0	0			http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/
山形県	米沢市	教育委員会教育指導部学校教育課	0238-22-5111	0	0		0						http://www.educ.yonezawa.yamagata.jp/gakkoukyouiku/syugakuenjoseido.htm
山形県	鶴岡市	教育委員会学校教育課 学事保健係	0235-57-4865	0			0		0				http://www.city.tsuruoka.lg.jp/kyoiku/gakko/hojyo/gakko20150119.html
山形県	酒田市	教育委員会 学校教育課	0234-26-5776					0				0	
山形県	新庄市	新庄市教育委員会 学校教育課	0233-22-2111(内線448)				0		0		0		
山形県	寒河江市	教育委員会学校教育課	0237-86-2111		0		0		0				
山形県	上山市	上山市教育委員会 学校教育課	023-672-1111内線305	0	0				0			0	http://www.city.kaminoyama.yamagata.jp/
山形県	村山市	教育委員会学校教育課	0237-55-2111	0	0		0	0	0				http://www.city.murayama.lg.jp
山形県	長井市	教育委員会管理課	0238-88-5767				0	0	0				
		教育委員会 教育総務課	023-654-1111	0	0				0			0	
					0							0	www.city.tendo.yamagata.jp
山形県	東根市	教育委員会 管理課	0237-42-1111	0			0						
山形県	尾花沢市	こども教育課教育指導室	0237-22-1111					0	0			0	
山形県	南陽市	南陽市教育委員会 学校教育課	0238(40)3211 内線513			0	0	0	0				
山形県	山辺町	教育委員会	023-667-1115				0	0					
山形県	中山町	教育課 学校教育グループ	023-662-5484		0	0	0	0	0				
山形県	河北町	河北町教育委員会 学校教育課	0237-71-1136	0	0	0			0				http://www.town.kahoku.yamagata.jp/
山形県	西川町	西川町教育委員会	0237-74-2114				0	0	0				
山形県	朝日町	教育文化課	0237-67-3302				0	0					
山形県	大江町	教育文化課	0237-62-2270	0			0						
山形県	大石田町	教育委員会教育文化課学校教育グループ	0237-35-2111				0	0	0		0		
山形県	金山町	教学課	0233-52-2902				0	0	0				
	最上町	教育文化課	0233-43-2053	0	0								http://mogami.tv/child/04school/04school-enjyo.php

					助制度の周知							
①都道府県	②沛町村名	③部署名	<b>©</b> TEL	員会の	イ. 自治体 の高に制動 を記載	案内の書 類に記載	に学校で 就学援助 制度の書 類を配付	才度時で助書付 のに就制類を のに就制類を のに就制類を のに がまり でいました かまり かんしゅう かんしゅん かん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんし	度を書面	明会を実 施	ク. けっぱい はいかい はいかい かいかい はい	ケ. ₹の他   ウェブサイトURL
山形県	舟形町	教育委員会事務局	0233-32-2379					0	0			0
				_	_							
山形県	真室川町	教育委員会教育課	0233-62-2337	0	0							O http://www.yume-net.org/
山形県	大蔵村	教育委員会	0233-75-2323				0	0	0			
山形県	鮭川村	教育委員会 教育課	0233-55-3051						0			
山形県	戸沢村	共育課 学校教育係	0233-72-3242						0			0
山形県	高畠町	教育総務課学事係	0238-52-4474		0		0	0				
山形県	川西町	教育総務課	0238-42-6659(委員会直通)	0			0					http://www.town.kawanishi.yamagata.jp/
山形県	小国町	教育委員会事務局	0238-62-2141	0			0		0			http://www.town.oguni.yamagata.jp/life/education/school/support/assist.html
山形県	白鷹町	教育委員会	0238-85-6144	0		0						www.town.shirataka.lg.jp/
山形県	飯豊町	教育文化課学校教育振興室	0238-87-0159	0	0	0	0	0	0			http://www.town.iide.yamagata.jp/index.html
山形県	三川町	教育委員会 学校教育係	0235-35-7022				0					
山形県	庄内町	庄内町教育委員会教育課学校教育係	0234-56-3316	0					0			O http://www.town.shonai.lg.jp/hp/page00008800/hpg00007980.htm
山形県	遊佐町	教育委員会教育課総務学事係	0234-72-5891			0	0				0	

		2. 平成2	6年度 準	要保護の認	定基準につ	いて																				
		7	1	'n	I	オ	ъ	+	<sub>2</sub>	ケ	<b>-</b>	<del>y</del>	シ	ス	セ	y	タ	Ŧ	ッ	テ	の係数を持	計けたもの	活保護の基準 を使用して 額に掛ける	いる場合	テ(その他)の場合の内容	平
①都道府県	②市町村名	生活は基づの人体を受けています。	税	: 市町村民 税の滅免	国民年金保険料の免除	国民性康の原の保護を受ける。	児童扶養名	保護者が 業 発 受 労 働 者	P・T・A会級学の会が ・等の付金が が成れる でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。	個人の事 業税の減 免		状態の悪	経済的理るを対しています。	安定で.	生活福祉よる貸付	に一定の 係数を掛けたもの (生活保 護の基準	に係けた活基参額とは、	割)課税最 低限度額 に一定の 係数を掛	等割)課	その他	信率	基準	<b>↓</b> 様拠	   日安額 		成25年度要保護・準要保護就学援助率
ā	该当団体数	32	2 2	9 25	5 24	25	30	20	20	21	21	22	20	22	19	22	2		0	13	3					
山形県	山形市	0	0	0	0	0	0	0	0			0		0		0					1.3	給与収入 (税引き 前)	当該年度	397		10%未満
山形県	米沢市	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0						1.0	1007		507		15%未満
	鶴岡市																			0					「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保 護基準額」の1.3倍未満を可とする。	10%未満
	酒田市	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		0					1.5	給与収入 (税引き 前)	その他	372		10%未満
	新庄市	0	0				0									0						給与収入 (税引き 前)	前年度	254		10%未満
	寒河江市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											10%未満
山形県	上山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					1.45	その他	前年度	350		10%未満
	村山市	0	0	0	0	0	0			0	0				0					0					準要保護の認定に、「特別支援教育就学奨励費の需要 額測定に用いる保護基準額早見表」を利用。	10%未満
山形県	長井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					1.2	課税所得	前々年度	278		10%未満
山形県	天童市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						給与収入 (税引き 前)	前年度	410		10%未満
山形県	東根市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					1.3	課税所得	前年度	304		10%未満
山形県	尾花沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					1.3	給与収入 (税引き 前)	前年度	337		10%未満
山形県	南陽市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					1.2	その他	当該年度	250		10%未満
山形県	山辺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0					1.4	課税所得	前年度	320		5%未満
山形県	中山町	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0						給与収入 (税引き 前)	前年度	354		5%未満
山形県	河北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0					世帯人員数別の所得基準額以下。	5%未満
山形県	西川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0											5%未満
山形県	朝日町	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0					保護者の死亡・失業・体職・側座・別務等により大幅に収入が減り、学用品や給食費等に不 自由している者。営業全員の収入が少なく、別に定める所得基準額を下認る者のうち、特に 援助を必要とすると認められる者。	5%未満
山形県	大江町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0					世帯全員の収入が非常に少なく、別に定める所得基準額を下回る者のうち、特に援助を必要とすると認められる者(南で定めている所得基準額あり。)	10%未満
山形県	大石田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					1	課税所得	前年度	215		10%未満
山形県	金山町	0	0				0									0				0		給与収入 (税引き 前)	前々年度	316	離婚・失職等の理由で困窮の程度を前前年あるいは前年の収入で 判断できない事情がある場合においては、当該事情を教育委員会 が認め、援助の必要があると判断された者。	10%未満
山形県	最上町	0	0				0									0				0	1.3	給与収入 (税引き 前)	前年度	287	その他教育委員会で認めた者(国窮の程度を前々年あるいは前年 の収入で判断できない事情がある場合、当該事情を教育委員会が 認め援助の必要があると判断された者)	10%未満

		2. 平成2	6年度 準	要保護の認定	定基準につ	いて																			
①都道原県	2.市町村名	ア生活保護の く保護の 停止又は 廃止	税の非課 税	ウ市町村民の減免税の減免	保険料の	オ国民健康の原体の場合を表現である。	手当の支 給	職業安定 所登録日 雇労働者	費, 学級 費等の学	業税の減	固定資産税の減免	金の納付状態の悪	由による 欠席日数 が多い者	職業が不 安定で.	資金によ る貸付	の基準額 に一数を掛けたもの は生活基変が でいる。 はたが、 はたが、 はたが、 はたが、 はたが、 はたが、 はたが、 はたが、	のに係けく護額とは、というでは、これでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	民税(所得割)課税最 低限度額 に一定の 係数を掛	民税(均 等割)課 税最低限	テその他	の係数を拡	掛けたもの) 保護の基準 基準	を使用しての額に掛ける単根拠	信率およ	平成25年度要保護・準要保護就学援助率
																						給与収入	-1701		
山形県	舟形町						0										0				1.3	(税引き 前) 給与収入	前年度	315	5%未満
山形県	真室川町	0	0													0				0	1.3	(税引き 前)	前々年度	- 児童状果子当の全額支給 ・電用売品が認めた者、湯油・大阪等の理由で高額の程度を前割年あるいは前年の収入 ・可料化できない事態がある場合においては、当該事情を教育委員会が認め、援助の必要が ある心判断された者。)	10%未満
山形県	大蔵村	0	0				0									0				0	1.3	その他	前年度	その他教育党員会が認めたもの(維殊・失業等の理由で隔前の程度を前前年あるいは前年 の成えて相談できない事情がある場合においては、前該事情を教育党員会が認め、援助の 313 必要があると用途わたため。)	5%未満
																						給与収入 (税引き			
山形県	鮭川村	0	0				0									0				0	1.3	前) 給与収入	前年度	280 認定会議で、援助が必要と認めらたもの	5%未満
山形県	戸沢村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					1.3	(税引き 前)	当該年度	287	10%未満
山形県	高畠町	0	0	0	0	0	0					0	0	0											10%未満
. L. TV IB	LLI TE Per	0			0						0									0	4.0	給与収入 (税引き 前)	前年度	死亡、失業、離婚、病気等のために前年所得額と比較して著しく減少し、かつ、その児童生徒を就学させることが経済的に困難であるとど認める保護者又はその他家庭の事情により特に就学援助を必要	400 = 100
山形県	川西町	0	0	0	0	0	0			0	0					0				0	1.3	89)	削平度	348 と認める保護者 世帯員全員の収入が非常に少ないため、学用品や給	10%未満
山形県	小国町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0		給与収入		食養等に不自由している。	10%未満
山形県	白鷹町															0					1.3	(税引き 前)	前年度	351	5%未満
山形県	飯豊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0				11	課税所得	前年度	300	5%未満
			Ĭ																						
山形県	三川町	0		0	0	0	0									0					1.5	その他	その他	355 要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた者(生活保護	10%未満
山形県	庄内町	0	-													0				0	1.15	課税所得	前年度	基準額、母子家庭等の特別な事情及び民生児童委員の意見 328 を基に総合的に審査)	10%未満
山形県	遊佐町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										10%未満

		3. 平成2	6年度にお	ナる生活扶	助基準の見	直しに伴う	影響への対	応														
		問A 生活 問A-1	保護の基準 係数を見直	単額に一定の したか	の係数を掛	けたもの(生	E活保護の 問Aー2	基準額が変	わると自動 問A-3	助的に要件: 問A-2で対	が変わるも 対応している	の) 5場合, どの	ような対	問A-4	問A-2で対	応を行って	いない場合	合,経済的に	こ困窮してし	いる児童生	走に対しての	D就学援
									応を行って	いるか(複	数回答)			助制度以	外の取組(神	复数回答)						
①都道府 県	②市町村名	維持	Ŀift:	影響なし	検討中		直しに伴う影響が 出ないよう「対応を 行ってい	直しに伴 う影響が 出ないよ	に該当するかを確	イ・学校委等家状別 学校委等家状別 手が個別	であったに 世いいで は、25年8 月 以準を認 まえて 認 まえて 記	ある世帯 についの 生活雑額に 一定の係	オ. その 他	ア. スクー ルソー シャル ワーカー (以下「S SW」の活 用	部人材	ウ. 鉄に気を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	等と連携した取組	オ担とた扱食事施制の大力を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	の義務教 育段階の 保護者の 教育費負	字. 子供助成制度	ク. 対象 者への手 厚い支援	ケ. その 他
8	8当団体数		0	11	0	4	7	0	0	5	2	0	1	0	0	0	0	0	C	0	0	0
山形県		O					0			0												
山形県	米沢市																					
山形県	鶴岡市																					
山形県	酒田市					0																
山形県	新庄市	0					0			0												
山形県	寒河江市																					
山形県	上山市			0																		
山形県	村山市																					
山形県	長井市					0				0												
山形県	天童市			0																		
山形県	東根市			0																		
山形県	尾花沢市			0																		
山形県		0					0				0											
山形県				0																		
						0																
	中山町					5																
	河北町																					
山形県	西川町																					
山形県	朝日町																					
山形県	大江町																					
山形県	大石田町			0																		
山形県	金山町			0																		
山形県	最上町	0					0			0												

		3. 平成2	6年度にお	ける生活扶	助基準の見	直しに伴う	影響への対	成														
			5保護の基準 係数を見直	準額に一定∈ 「したか	の係数を掛	けたもの(	生活保護の 問A-2	基準額が変				の) 場合, どの	ような対	問A-4	問Aー2で対	が応を行って	こいない場合	合. 経済的(	こ困窮してし	いる児童生	徒に対しての	D就学援
										ているか(複					外の取組(							
①都道府 県	②市町村名	維持	Ŀげた	影響なし	検討中	その他	直しに伴 う影響が 出ないよ う「対応を 行ってい	直しに伴 う影響が 出ないよ う「対応を	に該当す るかを確 認	員会で家 計等の状 況を個別 判断	であった 世帯等で は、25年8 月以東 基本で認 まえて認	について は、別の 生活保護 基準額に 一定の係		ア. スクー ルソー シャル ワーカー (以下「S活 用	部人材	ウ対す向め員研修	等と連携した取組	と連携し	の義務教 育段階の 保護者の 教育費負	主. 子供助成制度	ク. 対象 者への手 厚い支援	ケ. その 他
山形県	舟形町																					
山形県	真室川町			0																		
山形県	大蔵村			0																		
山形県	鮭川村			0																		
山形県	戸沢村	0					0				0											
山形県	高畠町																					
山形県	川西町					0																
山形県	小国町																					
山形県	白鷹町	0					0						0									
山形県																						
山形県		0					0			0												
山形県	庄内町			0																		
山形県	:#:/± Pr																					

		問B 生活 問B-1	保護の基準 認定基準額	準額に一定 種を下げたた	の係数を抽	<u> </u>	生活保護の 問B-2	)基準額を参	照して額を 問Bー3 ト	定めている 問B-2で対 こいるか(複	もの) 対応している (数回答)	5場合, どの	ような対	問B-4 同 助制度以外	引B-2で対	応を行って	ていない場合	合, 経済的1	こ困窮してい	いる児童生	徒に対しての	の就学援	間C 補足事項等
		下げた	下げてい ない	影響なし	検討中	その他	生活扶助 基準の見	生活扶助 基準の見	ア. 他の 認定基準	イ. 学校 や教育委	ウ. 25年 度に対象	エ. 特別な事情の	オ. その 他	ア. スクー ルソー シャル ワーカー (以下「S SW」の活 用	イ. SSW 以外の外	ウ. 貧困 対策に関	工. 福祉 担当部局	才. 福祉 担当部局	力. 就学 援助以外	キ. 子供 医療費助	ク. 対象 者への手	ケ. その 他	
			0.0				直しに伴う影響が	直しに伴う影響が	に該当するかを確	員会で家計等の状	であった世帯等に	ある世帯について	.5	シャル ワーカー	部人材	する資質向上のた	等と連携した取組	と連携した学習支	の義務教 育段階の	成制度	厚い支援		
							出ないよ う「対応を	出ないよ う「対応を	認	況を個別 判断	ついて は、25年8	は、別の 生活保護		(以下「S SW」の活		めの教職 員研修		援などの 貧困対策	保護者の 教育費負				
①都道府 県	②市町村名						行っている」	う「対応を 行ってい ない」			月以前の基準を踏	基準額に 一定の係 数を掛け		用				事業の実施	担軽減事業				
											定	数を掛けた基準額を用いて											
												認定											
該	当団体数	C	1	1	О	(	0	0	0	0	C	0	O	0	0	0	) (	0	C	0	0	0	
山形県	山形市																						就学援助制度について、国からの支援を要望する。
.1. 7.18	W 30-4																						
山形県	米沢市																						
山形県	鶴岡市																						
山形県	酒田市																						基準額の時期を変更
山形県	新庄市																						
山形県	寒河江市																						
山形県	上山市																						
山形県	村山市																						平成26年度から、ひとり親家庭の児童生徒を対象とし た学習支援を教育委員会で実施している。
山形県	<b>三</b> # 本																						基準額の時期を変更
																							至华州の時別で反义
山形県	天童市																						
山形県	東根市																						
山形県	尾花沢市																						
山形県	南陽市																						
山形県	山辺町				-					-	-			-									
山形県	中山町																						基準額の時期を変更。
山形県	河北町																						
山形県	西川町 西川町																						
山形県	朝日町				-	-				-	-			-									
山形県	大江町																						
山形県	大石田町																						
	> 1 H M M																						
山形県	金山町																						
山形県	最上町				L																		

		問B 生活	5保護の基準	単額に一定	の係数を抽	けたもの(	生活保護の	基準額を参	照して額を	定めている	5もの)												間C 補足事項等
			認定基準額				問B-2		問B-3	問B-2で対しているか(複	対応している	5場合, どの	ような対	問B-4 問助制度以外	月B-2で対 トの取組(初	対応を行って 复数回答)	こいない場合	合, 経済的に	こ困窮してに	る児童生行	徒に対しての	の就学援	
①都道府 県	②市町村名	下げた	下げていない	影響なし	検討中		直しに伴 う影響が 出ないよ う「対応を	生活準のに対しています。生活性のに対した。日本のに対するに対するに対するにいませんがある。	に該当す るかを確 認	員会で家 計等の状 況を個別 判断	で 世 で し に に に に に に に に に に に に に	は、別の 生活保護 基準額に 一定の係	<b>才. その</b> 他	ア. スクー ルソー シャル ワーカー (以下「S SW」の活 用	部人材	ウ対す向め員研修を	等と連携した取組	と連携し た学習を 援などの 貧困対策 事業の実	の義務教 育段階の 保護者の 教育費負	丰. 子供助 医療教度	ク. 対象 名への手 厚い支援	ケ. その 他	
山形県	- # ₩ RT		0																				
	真室川町																						
山形県	大蔵村																						
山形県	鮭川村																						
山形県	戸沢村																						
山形県	高畠町																						
山形県	川西町																						平成26年度から基準限度額を適用しているため。
山形県	小国町																						生活保護の基準額を計算する際、勤労控除分を計算に含めていな
山形県	白鷹町																						エの本版の影響を開き、対象に、対力を振りと言葉に合っている かったところを、平成28年度認定分からは含めるようにしたため、基 準額で緩和が図られた。前年度の認定状況と比較しても影響は見 られなかった。
山形県	飯豊町			0																			
山形県	三川町																						
山形県	庄内町																						
(I) III (III	the Administration																						